

### 3. 除染事業を進める際の手引き

除染モデル事業は、除染作業を実施していく上で必要となる技術や知見を整備し、土壌等の除染等の措置に係る効率的・効果的な除染方法や作業員の放射線防護に関わる安全確保の方策を確立することを主な目的として実施した。本章の手引きは、その結果や課題を踏まえ、汚染の程度や除染対象毎の除染の方針及び方法を取りまとめて、今後の除染作業を進める際に参考となる事項についての考え方について整理したものである。

実際の除染作業においては、汚染レベル、震災による被災状況、市町村の状況等を考慮する必要がある、ここで示す手順や使用する用具が必須ということではない。また、具体的な除染方法や財政措置の適用範囲等については、環境省が策定した「除染関係ガイドライン（環境省，2011）」等によることに留意されたい。

#### 3.1 除染実施対象地区・仮置場の選定・関係人の同意取得に関する手引き

除染の実施にあたっては、地権者などから次の項目について同意や了解を得る必要がある。

- ・事前調査のための土地等への立ち入りに関するもの
- ・個別の除染メニューに関するもの
- ・除去物の仮置きに関するもの

この同意取得のためには、対象地域の放射線量に関する情報以外に、解りやすい内容の資料による説明や地権者等からの要望への迅速な対応（ワンストップサービス）を行うなど、理解が得られるまで丁寧継続かつ繰り返して説明を行うことが求められる。

また、これらの同意（合意）を得る方法は、同意を得る項目によって違ってくる。除染事業の受入れや除去物の仮置きに関するものについては、地域全体の話であることから、地域住民を対象とした説明会を開催して合意を形成する方法が用いられている。また、除染対象候補である財物の取扱などの観点から、地権者等への個別説明で理解を得るなどの方法による同意取得が必要である。